

海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン

茨城県

1 趣旨

本ガイドラインは、海水浴場において、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、海水浴場開設者等が講じるべき対策を示すものである。

2 海水浴場等における感染防止対策について

(1) 海水浴場開設者が行うべき感染防止対策

- ①茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例の第5条4項に規定する宣誓書（以下「いばらきアマビエちゃん宣誓書」という。）を見やすい場所・複数箇所に掲示すること。
- ②感染防止のため、以下の事項を利用者へ掲示や場内放送等により呼びかけること。
 - ・いばらきアマビエちゃんの利用登録をすること。
 - ・社会的距離（2メートル以上（最低1メートル））の確保をすること。
 - ・手指消毒、シャワーの励行。
 - ・体調に異変を感じた場合は、無理せず療養すること。
- ③従業員・監視員等に、出勤前に体温を計測させ、発熱や風邪の症状がみられる場合は、従事させないこと。
- ④複数の人の接触がある場所は適宜消毒すること。
- ⑤来場者自らが混雑・密集を避けることを促すため、利用者数や混雑情報などの情報発信に努めること。
- ⑥本ガイドラインを遵守するとともに、海水浴場ごとの実情に沿った感染防止対策を、創意工夫しながら実施すること。

(2) 海水浴場関連の営業施設等の事業者が行うべき感染防止対策

①共通事項

- ・配席の工夫（席を1つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る）又は各テーブルにアクリル板又はビニールカーテンを設置する等により、社会的距離を確保するための対策を講じること。
- ・混雑時は入場制限すること。（整理券配付等）
- ・利用客が順番を待つときは、前後に十分なスペースを取るよう呼びかけること。
- ・利用客へ大声や至近距離での会話は控えるよう呼びかけること。
- ・施設内の消毒、清掃、換気を徹底すること。
- ・従業員に、出勤前に体温を計測させ、発熱や風邪の症状がみられる場合は、従事させないこと。

- ・キャッシュレスの利用を推進すること。
- ・現金は手渡しで受け取らず、コイントレイ等を使用すること。

②飲食店

- ・いばらきアマビエちゃん宣誓書を見やすい場所・複数箇所に掲示すること。
- ・消毒液を適切に配置すること。
- ・従業員のマスク等の着用及び手洗い・手指消毒・うがいを徹底すること。
- ・利用客が施設内に入った時の手指消毒を徹底すること。
- ・施設への勧誘（声かけ）は行わないこと。

③更衣室・洗面所

- ・更衣室やシャワー室は密集を避けるために、個室とする又は十分な広さを確保すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ式が望ましい）を用意すること。
- ・手拭き布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。

④その他

- ・浮輪、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には、消毒を実施すること。

(3) 海水浴場の利用者が行うべき感染防止対策

①海水浴場に行く前

- ・海水浴場に行く前に体温を計測し、健康状態を確認すること。
- ・発熱や体調がすぐれない場合は、海水浴場に行かないこと。

②海水浴場の往復、帰宅後

- ・往復時はマスクを着用し、咳エチケットを徹底すること。
- ・社会的距離を確保すること。
- ・公共交通機関で移動する場合は、すいている時間を選び、会話は控えめにすること。
- ・途中で買い物等をする場合は少人数で行い、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・帰宅後は、入浴にて全身を洗うこと。

③海水浴場

- ・いばらきアマビエちゃんの利用登録をすること。
- ・社会的距離を確保すること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・食事の前やトイレの後は手洗いを徹底すること。
- ・帰る前はシャワーを浴びること。
- ・海水浴場で決められた感染防止のルールを遵守すること。

④飲食店

- ・ いばらきアマビエちゃんの利用登録をすること。
- ・ 混雑時の利用はできる限り避けること。
- ・ 施設内に入った時の手指消毒を徹底すること。
- ・ 並ぶ場合は、前後に十分なスペースを取ること。
- ・ 会食する場合は少人数・短時間とし、会話は控えめにすること。
- ・ 食事の前やトイレの後は手洗いを徹底すること。
- ・ グラス等の回し飲みは避けること。
- ・ 施設内で決められた感染防止のルールを遵守すること。

⑤更衣室・洗面所

- ・ 混雑時の利用はできる限り避けること。
- ・ 並ぶ場合は、前後に十分なスペースを取ること。
- ・ 更衣室での着替えは少人数で速やかに行うこと。
- ・ トイレの後は手洗いを徹底すること。
- ・ 施設内で決められた感染防止のルールを遵守すること。

3 本ガイドラインの取扱いについて

本ガイドラインについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」若しくは「まん延防止等重点措置」が適用又は県独自の「感染拡大市町村」に指定された場合など、感染状況に応じて適宜更新するものとする。

※ 上記のほか、以下のガイドラインを参考に対策を講じること。

<飲食店>

外食業の事業継続のためのガイドライン（一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）

<更衣室等>

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン『3の（4）施設管理者が準備等すべき事項の1）～3）』